

生活路線バス高校生等通学定期乗車券購入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の高校生等で小浜市生活路線バス（あいあいバスおよび名田庄線「流星」）の通学定期乗車券を利用する者に対し購入費の一部を助成することで、小浜市生活路線バスの利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学定期乗車券 三福タクシー株式会社または大和交通株式会社が販売するあいあいバスまたは名田庄線「流星」の高校生通学定期乗車券をいう。
- (2) 高校生等 市内に住所を有する者であって、通学定期乗車券を利用して高等学校等に通学するものをいう。
- (3) ひとり親世帯 ひとり親家庭医療費助成受給世帯または児童扶養手当受給世帯をいう。

(対象者等)

第3条 この助成金の対象となる者は、高校生等とする。

- 2 高校生等は、助成金の対象となる通学定期乗車券を有効期限まで利用しなければならない。

(対象経費)

第4条 この助成金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、通学定期乗車券の購入金額とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、対象経費に100分の50を乗じて得た額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、助成金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）がひとり親世帯に該当する場合は、対象経費から通学定期乗車券の有効期間の月数に1,000円を乗じて得た額を差し引いた額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請等)

第6条 申請者は、生活路線バス高校生等通学定期乗車券購入助成金申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次の書類を添えて、市長に申請および請求しなければならない。

- (1) 通学定期乗車券の写し
 - (2) 振込先金融機関等の通帳の写し
- 2 前項第2号について、前回の申請および請求と同一の振込先を指定する場合は、この書類の提出を省略できるものとする。
 - 3 申請者は、市内に住所を有し、高校生等を養育する者とする。ただし、高校生等が満18歳以上の場合は、高校生等が申請者となることができる。
 - 4 申請および請求は、通学定期乗車券の有効期限内に行わなければならない。
 - 5 市税に滞納がある者は、この助成金を申請することができない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、通学定期乗車券購入助成金決定通知書（様式第2号）により、当該申請者にその旨通知するものとする。

（助成金の支払）

第8条 市長は、前条の交付決定を行ったときは、申請日の属する月の翌々月末までに、申請者の指定する金融機関等の口座に、助成金を振り込むものとする。

（助成金の返還等）

第9条 市長は、交付決定した内容に変更が生じたときは、申請者に対し助成金の決定の全部または一部を取り消し、既に当該助成金を交付したものについては、その全部または一部を返還させることができる。

2 市長は、申請に虚偽または不正があったときは、申請者に対し助成金の決定を取り消し、既に当該助成金を交付したものについては、その全部を返還させることができる。

3 前2項の規定による返還を命じられた者は、直ちに助成金を返還しなければならない。

4 市長は、本人または関係機関に対し、報告を求め、または調査することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に購入した定期乗車券で施行日後も継続して30日以上有効なものについては、施行日から有効期間満了日までの期間について助成の対象とする。この場合における助成の額については、日割りして算出するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。